

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇九段会計通信 Vol.87のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
- 租税特別措置法の当初申告要件について
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 東京経営者大学のご案内！
- 編集後記

こんにちは！代表の高木です。

日中はまだ残暑が厳しいですが、朝夕はだいぶ過ごしやすい季節となりました。

リオオリンピックが閉会し、日本代表は多くの感動とメダルをもたらしてくれました。

九段会計も日本代表に負けずにバリバリ頑張ります！

それでは今月のメルマガをお送り致します。

宜しくお願い致します！

代表・税理士 高木 功治



≧ ■ こんなときどうなる？身近な税務トピック

～租税特別措置法の当初申告要件について～

1. 租税特別措置法について  
法人税・所得税・消費税・相続税などの国税については、それぞれ、法人税法・所得税法・消費税法・相続税法の法律により、計算方法や手続方法が定められています。

これらの法律以外に、租税特別措置法という法律があります。租税特別措置法は、税制の本来の趣旨には沿わないものの、景気対策・雇用対策などのために、特別に定められている法律です。

このため、例えば法人税の計算・申告をする場合には、次の法律が関わってきます。  
「法人税法 + 租税特別措置法のうち法人税関係の部分」

また、租税特別措置法の定めは、時限立法です。  
そのため、法律の有効期限に終わりがあります。

## 2. 当初申告要件について

租税特別措置法の規定のうち、納税者が有利になる規定を適用する上で、注意しなければならない点があります。  
それは、「当初申告要件」があるという点です。  
「当初申告要件」とは、ある規定の適用を受けようとする場合、最初に提出する確定申告書に、適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した場合または一定の書類を添付した場合に限り、適用する事を言います。

例えば、近年適用が進んでいる所得拡大税制などは、租税特別措置法の規定に含まれます。そのため、所得拡大税制を適用しようとする場合、最初に提出する確定申告書に、所得拡大税制の適用を受けるための書類及びそれによる控除額の記載が必要になります。

最近ですが、東京地方裁判所で7月8日に、所得拡大税制の当初申告要件を巡る判決が出ております。そこでは、確定申告書等の範囲が争点となっていましたが、結論的には、確定申告書に所得拡大税制の金額の記載及び控除明細書の添付がない場合には、更正請求書で所得拡大税制の金額を記載して、控除明細書を添付しても、当初申告要件を満たさず、所得拡大税制の適用を受ける事が出来ないという事でした。

本件については、東京高裁に控訴されているとの事です。こちらの裁判については、今後も注目していきます。税法解釈に重大な変更がありましたら、順次、発信していきます。

ご質問等不明な点がございましたら、  
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

「努力した者が成功するとは限らない。しかし、成功する者は皆努力している」

- ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン (ドイツ 音楽家) -

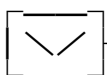
この言葉は、漫画「はじめの一步」の鴨川会長のセリフで知ったという方も多いのではないのでしょうか。  
ベートーヴェンは難聴を乗り越え何曲もの楽曲を世に送り出しました。

「努力は必ず報われる」が本当だろうと、嘘だろうと、  
努力しなければ成功しないことに変わりはありません。

「努力は必ず報われる」という言葉にどれだけ疑問を持ったとしても、  
努力しないことへの言い訳にはなりません。

成功したいのなら、努力をしなければなりません。  
失敗を恐れず、努力することを怠らないように頑張っていきたいですね。

メールマガジン編集担当 遠藤 洋輔



≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

---

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第4期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた  
コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために  
提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、  
それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、  
経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、  
顧問させていただいている私たちの立場から、  
継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、  
短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、  
今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、  
新たなビジネスチャンスを掴んだ方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、  
各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：成田 縁



### ≡ ■ 編集後記

---

先日とある駅でエスカレーターに乗ろうと並んでいたとき、  
多くの方が階段を上っているのに気付いて階段を覗いてみたところ、  
1段ごとに消費カロリーと応援メッセージが表示されていました。  
これは鉄道会社が健康づくり事業の取り組みの  
1つとしてやっているとのことでしたが、  
その裏ではエスカレーターの混雑緩和のための工夫だという話もあります。

これがもし、  
「エスカレーターの混雑緩和のため、階段のご利用をお願いします」  
と貼り紙がされていてもほとんどの人は見向きもしないと思います。  
これはお願いする側の主張でしかないからです。  
それを、上る人自らの意思で階段に向かわせるのは、  
ほんのちょっとした伝え方の差なのだと実感しました。

貼り紙などに限らず普段の会話でも、何かを伝えるとき、お願いをするとき、  
相手の関心の持てる内容を織り交ぜることで  
快諾してもらえる可能性が格段に上がったりします。  
普段から相手の興味関心がどこにあるのかを意識して話をするのが  
仕事でもプライベートでも成功する条件の1つなのだと気付く出来事でした。

メールマガジン編集責任者 田中 祐基

---

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！  
フォロワー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！  
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！  
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。  
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、  
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。  
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も  
対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら  
各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★★★★★九段会計事務所★★★★★  
★★★★★密・着・革・命！★★★★★

〒102-0074  
東京都千代田区九段南4-3-1  
滝ビル3F  
TEL 03-3222-5271  
FAX 03-3222-5270  
URL <http://www.kudan-tax.jp/>  
mail info@kudan-tax.jp